

第16期 定時株主総会 招集ご通知



株式会社ステムリム
証券コード 4599

目次

第16期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
計算書類	22
監査報告書	25
株主総会参考書類	
第1号議案	29
資本金の額の減少（減資）の件	
第2号議案	30
取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
第3号議案	34
取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件	
第4号議案	39
ストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行する件	
第5号議案	44
株式会社ステムリム第9回新株予約権及び第10回新株予約権の内容の変更の件	

開催日時

2021年10月27日（水曜日）午後2時

議決権行使期限

2021年10月26日（火曜日）午後6時

開催場所

大阪府吹田市山田丘2-2
大阪大学吹田キャンパス
银杏会館3階 阪急電鉄・三和銀行ホール

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議長、常勤監査役を除く出席役員は、ウェブ会議システムを通じた出席となり、来場いたしません。

本株主総会におきましては、株主総会当日のご来場は見合わせていただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。

なお、本株主総会会場においては、座席の間隔を大きく広げることから用意できる座席に限りがあります。そのため、ご出席者数が規定の30名に到達する等、感染拡大防止策が取れないと当社が判断した場合、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

株 主 各 位

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
株式会社ステムリム
代表取締役 社長執行役員 岡島正恒

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨年初頭より新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に基づく外出自粛をはじめとした様々な要請や新型コロナワクチンの接種の推進といった施策が図られているにもかかわらず、今なおコロナ禍の終息が見込めない状況が続いております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては感染拡大防止策を実施させて頂いたうえで、開催させて頂くことといたしました。

しかしながら株主の皆様におかれましては、昨今の状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、**本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使頂き、株主様の安全を最優先するため、株主総会当日のご来場をなるべくお控え頂きたくお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って、2021年10月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月27日（水曜日）午後2時
2. 場 所 大阪府吹田市山田丘2-2
大阪大学 吹田キャンパス 銀杏会館3階 阪急電鉄・三和銀行ホール
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を大きく拡げることから用意できる座席に限りがあります。そのため、ご出席者数が規定の30名に達する等、感染拡大防止策が取れないと判断した場合、当日ご来場頂いても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくごお願い申し上げます。
会場の詳細は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

第16期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件
- 第2号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第3号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件
- 第4号議案 スtock・オプションとしての新株予約権を無償で発行する件
- 第5号議案 株式会社ステムリム第9回新株予約権及び第10回新株予約権の内容の変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年10月26日（火曜日）午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

(2) インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁から5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年10月26日（火曜日）午後6時までに行ってくださいようお願い申し上げます。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://stemrim.com>）に掲載いたします。

- ・ 計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人及び監査役が監査した対象に含まれております。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止策による自肅要請等で株主総会会場（大阪大学吹田キャンパス銀杏会館3階 阪急電鉄・三和銀行ホール）が使用できなくなることが明らかとなった場合は新たな株主総会会場をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://stemrim.com>）に掲載いたしますのであらかじめご了承ください。
 - 株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方は原則ご入場頂けませんのでご注意ください。

当社株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

<株主様へのお願い>

- ・株主総会へのご出席予定の株主の皆様は、当日までの健康状態にご留意頂き、体調不良の方におかれましては、株主総会への出席をお控えください。
- ・ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・ご出席される株主様におかれましては、会場入口での検温、マスクの着用及び消毒液のご使用に、ご協力をお願い申し上げます。ご協力頂けない場合、入場をお断りさせていただきます。
- ・**会場入口での検温の結果、37.5度以上の発熱が確認されたり、咳・呼吸困難、味覚・嗅覚異常等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状をお持ちの方は、感染防止のため、ご入場をお断りいたします。**また、ご入場後、体調がすぐれないようにお見受けされる株主様につきましても、運営スタッフがお声がけをさせて頂き、ご退出をお願いする場合がございます。
- ・**議決権行使は書面またはインターネットにより可能です。書面またはインターネットによる議決権行使もご検討ください。**
- ・本総会では、会場での身体的距離を確保するため、**当日のご出席株主様の人数を当日の受付順で定員30名以内に制限させて頂きます。**定員に達した場合、**当日ご来場頂いても入場をお断りさせて頂きますので、予めご了承の程、よろしくお願いいたします。**
- ・当社は、本総会においてできる限りの感染防止策を講じますが、株主様が本総会に出席したことで新型コロナウイルスに感染した場合において、責任を負うことはできません。

<接触感染リスク低減のための当社の対応について>

- ・運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調に問題ないことを確認のうえ、マスクを着用して対応させて頂きます。
- ・受付付近など会場内各所に、消毒液を設置させて頂きます。
- ・株主総会後の事業説明会は実施いたしません。
- ・お土産、お飲み物等の配布は行いません。
- ・本総会においては、**新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。**株主様に置かれましては、**事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。**

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

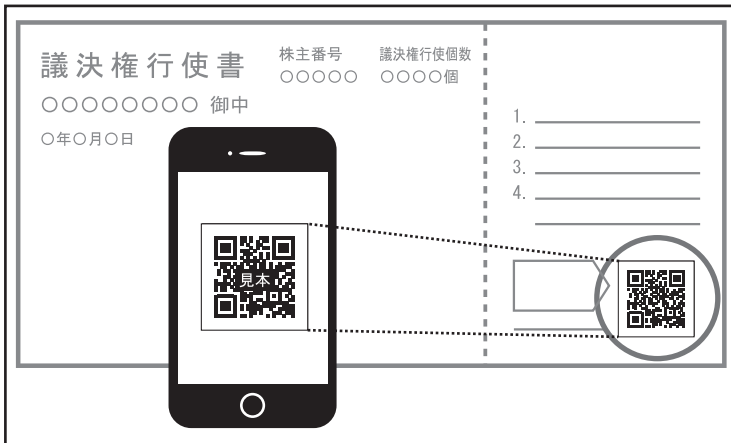
1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。ウェブ行使
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

議決権の行使期限は、2021年10月26日(火曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

2. 「スマート行使」による方法



- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。)
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

3. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9 : 00～21 : 00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9 : 00～17 : 00 土日休日を除く)

事業報告

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度(2020年8月1日～2021年7月31日)の具体的な進捗としましては、再生誘導医薬開発品レダセムチド(HMGB1より創製したペプチド医薬)について、臨床試験に向けた研究開発が引き続き進捗したことです。レダセムチドは、従来の再生医療とは異なり、体外で人工的に培養した細胞の移植や投与を一切必要とせず、薬の投与のみにより患者体内の幹細胞を活用する方法で、損傷した組織の再生を促す全く新しい作用メカニズムに基づく医薬品です。

最も進んでいる栄養障害型表皮水疱症治療薬(PJ1-01)の開発について、第Ⅱ相医師主導治験が完了し、治験に参加した患者全例(9例)の解析で主要評価項目における統計学的に有意な改善が確認され、さらにレダセムチド投与終了後の最終観察時点(投与終了6ヵ月後)においても、9例中7例が治療前値を下回る改善を示し、そのうち4例は50%以上の著明な改善を示したことから、栄養障害型表皮水疱症に対するレダセムチド治療効果の長期持続性も確認されました。栄養障害型表皮水疱症については、現在、医薬品としての承認申請準備中であります。

脳梗塞(PJ1-02)については、第Ⅱ相試験の目標症例数150例の患者登録が完了し、変形性膝関節症(PJ1-04)、慢性肝疾患(PJ1-05)については現在第Ⅱ相試験が実施されており、患者の組入れが順調に進捗しております。また心筋症(PJ1-03)については、第Ⅱ相試験の準備中であります。

レダセムチド以外の新規再生誘導医薬候補物質の探索プロジェクトについては、次世代の開発候補品選定に向けた積極的な研究開発投資を続けながら候補物質スクリーニングを多面的に展開してきたことで、これまでに顕著な活性を有する複数の新規候補化合物を同定するに至っております。

また、2021年1月に本社研究所を拡張し、同建屋内に動物実験施設(約223㎡)を新設いたしました。本動物実験施設では、新規シーズのスクリーニング、実験動物を使用した薬効試験等を行い、今後、再生誘導医薬の対象となる疾患領域の更なる拡大に寄与すると考えております。

このような状況のもと、当社は、塩野義製薬との間で締結したレダセムチドの適応拡大に向けた契約に基づく一時金を受領したことにより、当事業年度の事業収益は、1,400,000千円(前事業年度は、事業収益2,100,000千円)となりました。営業損益については、事業推進のための研究開発費1,523,797千円を含む、事業費用1,993,729千円を計上した結果、593,729千円の営業損失(前事業年度は、415,713千円の営業利益)となりました。また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)からの補助金収入等を計上した結果、583,827千円の経常損失(前事業年度は、361,030千円の経常利益)となり、その結果、当期純損失は582,448千円(前事業年度は、347,761千円の当期純利益)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は137,857千円であり、主なものは、動物実験施設の新設に伴う工事等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する再生医薬品分野は、世界的にも普及段階まで至っておらず、このような最先端医療分野は環境変化のスピードが極めて早いと考えられ、潜在的な競争相手に先行し、他社を上回るスピードで開発を進める必要性があります。

このような経営環境のもと、当社が対処すべき当面の課題としては、主に下記①～⑤があります。

① 既存事業の展開支援と新規事業の開発推進

レダセムチドについては、塩野義製薬への導出が完了していることから、今後とも引き続き、導出先企業による臨床開発が滞りなく進められ、さらに、将来幅広い適応症に対して開発が展開されるよう、導出先企業に対する側面支援を継続していくことが、当社の重要な役割であると考えております。また、新潟大学において慢性肝疾患を対象として実施される医師主導治験及び、弘前大学において変形性膝関節症を対象として実施される医師主導治験に対する継続的な支援も、引き続き、当社の重要な役割であると認識しております。先行している、表皮水疱症を対象とした再生誘導医薬の医薬品としての承認申請が順調に進捗すれば、当該医薬品の表皮水疱症治療薬としての上市のみならず、他の適応症への展開が加速されるものと期待しております。

レダセムチド以外の再生誘導医薬候補品については、新たな動物実験施設の開設など、次世代の開発候補品選定に向けた積極的な研究開発投資を続けながら候補物質スクリーニングを多面的に展開してきたことで、これまでに顕著な活性を有する複数の新規候補化合物を同定するに至っております。それらの再生誘導医薬開発候補品の導出活動を促進し、新たな事業提携に繋げていくことが、今後の当社の重要な経営課題であると考えております。

② 臨床応用の加速

再生誘導医薬は生体内に存在する間葉系幹細胞を活性化することにより、損傷組織の機能的再生を促進しますが、生体内における間葉系幹細胞については、正確な局在、機能、性質、種類など不明な点も数多く存在します。

一方で、大阪大学と当社は、これまで約10年にわたり、再生誘導医薬の共同研究を続け、数多くの知見やノウハウを手にしていきます。また、これらの知見を利用し、これまでに栄養障害型表皮水疱症、急性期脳梗塞、慢性肝疾患、変形性膝関節症の臨床治験が実施されております。大阪大学と当社が蓄積してきた基礎研究の膨大なデータと臨床研究及び治験のデータの相互評価及び相互利用によって、

さらに開発を加速させていくことが、今後の当社の重要な経営課題であると考えております。

③ 研究助成金の獲得

医薬品の研究開発には、多額の先行投資が必要とされ、同時に少なからぬ開発リスクが伴います。当社では、プロジェクトが非臨床試験若しくは早期臨床開発段階に達した時点で、製薬企業との提携若しくは候補品の導出を行い、比較的早期に自社の開発費負担を低減させることを基本戦略としておりますが、それでもなお、候補物質スクリーニング法の開発と薬効メカニズム検討のための基礎研究、候補化合物の探索研究、パイロット製造、薬効薬理・安全性試験など、臨床試験に至るまでの過程で多大な研究開発費を自社で負担する必要が生じます。

これまで当社は、公的研究助成金を積極的に活用することで、これらリスクの高い早期探索研究に要する研究開発費の負担を補ってまいりました。既存プロジェクトの導出が完了し、今後、探索研究段階にある新規プロジェクトの数が増加していくことから、引き続き、公的研究助成金を積極的に獲得し活用していくことが、当社の重要な経営課題であると認識しております。

④ 優秀な人材の獲得

当社が取り組む再生誘導医薬の分野は、今後、国内外バイオ・製薬企業との競争が激化することが予想され、より一層の研究開発の加速と競合他社との差別化が必要になると考えております。そのため、独創的な研究活動を支える優秀な研究人材の獲得は、当社の喫緊の経営課題であると認識しております。

⑤ 新型コロナウイルス感染症による影響について

当社における新型コロナウイルス感染症による影響につきまして、新型コロナウイルス感染対策の一環として研究作業中のソーシャルディスタンスの維持、自動車通勤の奨励、通勤ラッシュを避けた時差出勤の励行、研究業務に支障がない範囲でのテレワークの推進を実施しております。また従業員の安全確保の観点から、海外への渡航、国内出張の制限、テレワーク等の対応を実施しておりますが、今後、さらなる就業環境や業務プロセスの変容が必要となる可能性があります。

以上により、当社における新型コロナウイルス感染症による影響は限定的であると考えておりますが、今後新型コロナウイルス感染症がさらに拡大し、事態が長期化、深刻化した場合は、研究開発が予定通りに進行せず、開発の延長や中止が発生する可能性に対処していくことは、当社にとって重要な経営課題であると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第13期 2018年7月期	第14期 2019年7月期	第15期 2020年7月期	第16期 (当事業年度) 2021年7月期
事業収益(千円)	200,000	100,000	2,100,000	1,400,000
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△323,822	△721,209	347,761	△582,448
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△8.47	△16.85	6.44	△10.02
総 資 産(千円)	1,924,782	2,687,861	11,281,415	10,909,279
純 資 産(千円)	1,872,163	2,595,904	10,850,054	10,696,640
1株当たり純資産額(円)	47.44	58.62	189.62	174.98

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社が創業以来、その実現を目指し研究開発に取り組んできた「再生誘導医薬」は、怪我や病気により損傷し機能を失った生体組織の機能的再生・治癒を促進する、唯一無二の新しい作用メカニズムにもとづく再生医療の医薬品です。

再生誘導医薬は、従来型の再生医療／細胞治療とは異なり、生きた細胞の投与を必要とせず、物質＝医薬品の投与によって、患者自身の体内に存在する幹細胞を活性化する方法で、より簡便かつ安全に、治療効果の高い再生医療を実現します。再生誘導医薬開発により、細胞製剤では難しい安定した品質による迅速な再生医療を実現する製品供給が可能となることから、広く普及可能な新しい再生医療となり得ます。

再生誘導医薬の投与によって患者の体内で誘導される幹細胞は、血液循環を介して体内を巡り、損傷した組織に集積します。この幹細胞は、神経や皮膚、骨、軟骨、筋肉、血管など、様々な種類の組織に分化する能力を有するため、再生誘導医薬という共通のプラットフォームによって、脳梗塞、頭部外傷、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や脊髄損傷などの中枢神経系疾患、心筋梗塞や心筋症などの循環器系疾患、難治性皮膚潰瘍などの上皮系疾患、慢性肝疾患や潰瘍性大腸炎などの消化器系疾患、難治性骨折や軟骨損傷などの骨格器系疾患、肺線維症などの呼吸器系疾患のように、多様な疾患に対して幅広い治療効果をもたらすことが期待されます。

当社で最も開発の進む開発品は、栄養障害型表皮水疱症治療薬としての再生誘導医薬品（レダセムチド）であり、現在、医薬品としての承認申請準備中であります。また、脳梗塞治療薬の開発については、本医薬品のライセンス先である塩野義製薬において、第Ⅱ相臨床治験が実施されており、これまでに目標症例数である150例の被験者の組み入れが完了し有効性及び安全性の確認が進捗しております。その他の疾患において、心筋症治療薬の開発については、大阪大学医学系研究科心臓血管外科学講座との共同研究で実施した非臨床試験にて、心筋梗塞や各種心筋症の疾患モデル動物を用いた薬効試験で顕著な治療効果と作用メカニズムの証明がなされております。変形性膝関節症治療薬の開発については、弘前大学において変形性膝関節症患者に対するレダセムチドの有効性及び安全性を評価する第Ⅱ相医師主導治験が実施されております。慢性肝疾患治療薬の開発については、新潟大学において慢性肝疾患患者に対するレダセムチドの有効性及び安全性を評価する医師主導治験が実施されております。

当該開発品をはじめとして、当社はこれまでの研究開発活動を通じて、複数の疾患に対する複数の研究開発パイプライン（医薬品候補群）を保有しており、再生誘導医薬の実用化に向けた多面的・多層的な創薬研究開発事業を展開しております。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社 ・ 彩 都 ラ ボ	大阪府茨木市
再生誘導医学協働研究所	大阪府吹田市
大 阪 大 学 ラ ボ	大阪府吹田市
東 京 事 務 所	東京都港区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
46名 (22名)	12名増 (3名増)

(注) 従業員数は、従業員数(執行役員、契約社員、常用パートを含む。)であります。なお、臨時雇用者数(派遣社員)は、()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 58,851,600株
- (3) 株主数 22,085名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
玉 井 克 人	9,600,000株	16.3%
玉 井 佳 子	5,400,000	9.2
富 田 憲 介	5,017,000	8.5
特定有価証券信託受託者 株式会社S M B C信託銀行 信 託 口 08900027	2,850,000	4.8
大 久 保 俊 幸	2,788,200	4.7
山 崎 尊 彦	2,450,000	4.2
みやこ京大イノベーション 投資事業有限責任組合	2,443,200	4.2
金 崎 努	2,065,000	3.5
塩野義製薬株式会社	1,800,000	3.1
大和日台バイオベンチャー 投資事業有限責任組合	1,000,000	1.7

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

項目		第7回新株予約権(イ)	第8回新株予約権(イ)	第8回新株予約権(ウ)
発行決議日		2018年4月27日	2018年12月17日	2019年3月14日
新株予約権の数		930個	100個	1,432個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 279,000株	普通株式 30,000株	普通株式 429,600株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき300円	1株につき300円	1株につき300円
新株予約権の行使期間		自 2019年10月27日 至 2027年10月26日	自 2020年10月26日 至 2028年10月25日	自 2020年10月26日 至 2028年10月25日
役員 の 保有 状況	取締役(社外 取締役を除く)	—	—	867個(1名) 260,100株
	社外取締役	—	—	—
	監査役	150個(1名) 45,000株	100個(1名) 30,000株(注)	—

項目		第9回新株予約権(ア)	第9回新株予約権(ウ)	第9回新株予約権(キ)
発行決議日		2020年3月12日	2020年5月15日	2021年9月4日
新株予約権の数		13,842個	6,984個	280個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,384,200株	普通株式 698,400株	普通株式 28,000株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき407円	1株につき547円	1株につき974円
新株予約権の行使期間		自 2022年3月13日 至 2030年3月11日	自 2022年5月16日 至 2030年5月14日	自 2022年9月24日 至 2030年9月23日
役員 の 保有 状況	取締役(社外 取締役を除く)	5,100個(2名) 510,000株	2,750個(2名) 275,000株	—
	社外取締役	180個(1名) 18,000株	—	180個(1名) 18,000株(注)
	監査役	960個(3名) 96,000株	200個(1名) 20,000株	—

項目		第10回新株予約権(ア)
発行決議日		2021年7月8日
新株予約権の数		13,050個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,305,000株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき775円
新株予約権の行使期間		自 2023年7月10日 至 2031年7月8日
役員 の 保有状況	取締役(社外 取締役を除く)	5,100個(2名) 510,000株
	社外取締役	400個(2名) 40,000株
	監査役	1,000個(3名) 100,000株

(注) 当社取締役又は監査役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

項目		第10回新株予約権(ア)
発行決議日		2021年7月8日
新株予約権の数		13,050個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,305,000株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき775円
新株予約権の行使期間		自 2023年7月10日 至 2031年7月8日
当社使用人への交付状況		6,550個(26名) 655,000株

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	富田 憲介	
代表取締役社長執行役員	岡島 正恒	
取締役	澤井 典子	(一財)社会変革推進財団 事業本部インパクト・オフィサー
取締役	永井 宏忠	(株)京屋 取締役 (株)ボル・メド・テック 取締役 PRDM(株) 取締役 リージョナル・フィッシュ(株) 監査役
常勤監査役	久渡 庸二	
監査役	水上 亮比呂	水上亮比呂公認会計士事務所 代表 (株)リベルタ 取締役 (株)レックスアドバイザーズ 取締役 工藤建設(株) 監査役 コージンバイオ(株) 取締役
監査役	島田 洋一郎	

- (注) 1. 取締役澤井典子氏及び永井宏忠氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役久渡庸二氏、水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役澤井典子氏及び永井宏忠氏並びに、監査役久渡庸二氏、水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役水上亮比呂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 2020年10月28日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、取締役梅田和宏氏は退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役澤井典子氏及び永井宏忠氏並びに監査役久渡庸二氏、水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	155,233 (5,658)	54,300 (3,300)	—	100,933 (2,358)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23,721 (23,721)	9,600 (9,600)	—	14,121 (14,121)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	178,955 (29,379)	63,900 (12,900)	—	115,055 (16,479)	7 (5)

- (注) 1. 役員の報酬等については、役位や職責等に基づいた基本報酬（固定報酬）、持続的な企業価値の向上を図る長期インセンティブとしての非金銭報酬等（株式報酬）により構成されております。なお、当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針については定めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年10月26日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議頂いております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。上記の対象となる取締役の個々の報酬につきましては、上記報酬限度額の範囲内で、担当職務、企業価値向上への貢献度、報酬の構成等を総合的に勘案し、取締役会において決定することとしております。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年10月24日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議頂いております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。監査役の個々の報酬につきましては、上記報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、職責等を勘案して、監査役の協議により決定しております。
4. 非金銭報酬等の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。ストック・オプションの内容及び交付状況は、3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載の通りです。
5. 2020年10月28日付で退任した梅田和宏氏は無報酬であったため上記の表に含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役澤井典子氏は、一般財団法人社会変革推進財団の事業本部インパクト・オフィサーであります。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役永井宏忠氏は、株式会社京屋取締役、株式会社ポル・メド・テック取締役、PRDM株式会社取締役及びリージョナル・フィッシュ株式会社監査役であります。なお、当社と各社との間には、特別の利害関係はありません。

監査役水上亮比呂氏は、水上亮比呂公認会計士事務所代表、株式会社リベルタ取締役、株式会社レックスアドバイザーズ取締役、工藤建設株式会社監査役及びコージンバイオ株式会社取締役であります。なお、当社と各社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	澤 井 典 子	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、バイオ・ヘルスケア分野における長年の知見及び、各省庁、製薬企業、アカデミア等への幅広いネットワークを通じた見識のもと、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の事業戦略、研究開発業務全般にわたり発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
	永 井 宏 忠	2020年10月28日の取締役就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、薬事承認業務から得た豊富な経験と高い見識に基づき、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の研究開発、事業開発全般にわたり発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社外監査役	久 渡 庸 二	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会14回のすべてに出席し、事業開発、マーケティング業務における経験により培われた、業界特有の商慣習に精通した視点のもと、企業経営全般にわたり、中立的かつ客観的な立場で適宜適切な発言を行っております。他の監査役と連携してコンプライアンスの観点から社内規則や、研究開発計画についての確認・意見表明を行っております。
	水 上 亮 比 呂	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的な知識及び、実務経験により培われた経営及び会計に対する高い見識のもと、企業会計全般にわたり中立的かつ客観的な立場で適宜適切な発言を行っております。他の監査役と連携して、適正な会計処理のあり方や、牽制機能向上の観点から企業経営における監査・監督について確認・意見表明を行っております。
	島 田 洋 一 郎	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会14回のすべてに出席し、金融機関等において培われた実務経験及び内部監査等に係る幅広い知識により培われた、内部監査人としての視点のもと、企業経営全般にわたり、中立的かつ客観的な立場で適宜適切な発言を行っております。他の監査役と連携してコンプライアンスを含めたリスク管理について確認・意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があると判断した場合には、会社法第340条の規定に基づき、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会による決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役及び使用人は、その職務の遂行に当たり、コンプライアンス体制に係る規程を、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ロ 法令等遵守の統轄組織として、リスク・コンプライアンス委員会を置き、法令遵守体制の整備及び維持を図る。
 - ハ 法令上疑義のある行為等については従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。
 - ニ 内部監査人は、別に定める「内部監査規程」に基づき各部門の業務執行及びコンプライアンス状況について定期的に内部監査を行い、その結果を代表取締役様に報告する。また、内部監査人は、監査役の独立性に支障が生じない範囲において、監査役と連携するよう努力し、監査の合理性確保に努める。
 - ホ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備・運用し、適切に評価を行う。
 - ヘ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役の職務遂行に係る情報については、法令、「記録管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行う。
 - ロ 監査役会又は監査役が要求した場合、当該文書を速やかに閲覧に供する。
 - ハ 当社は、機密情報につき「機密情報管理規程」を制定し、当社の機密情報の管理・保全について定め、企業秘密の漏えい防止体制を構築する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督する。
 - ロ 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ハ 別に定める「職務権限規程」に基づき、迅速効率的な業務執行を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - 監査役は、その職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）の業務執行者からの独立性の確保に努めなければならない。
- ⑥ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 補助使用人の独立性の確保のため、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得る。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
 - ロ 取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
 - ハ 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令又は定款違反事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
 - ニ 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境設備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互意識を深めるように努める。
 - ロ 取締役及び使用人は、監査役が別に定める「監査役監査規程」に基づき、監査を行う場合にはこれに協力する。

ハ 監査役の職務の執行について生じる費用等、所要費用の請求を監査役から受けたときは、当社は監査役の職務執行に明らかに必要でないと思われる場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは、合法的であるか否かを問わず、また名目の如何を問わず、一切の関係を持たず、また取引を行わないことを基本的な考え方としております。

当該考え方及び「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力及び団体と一切の関係を排除するための以下の社内体制を整備・運用しております。

- ・反社会的勢力への対応部署、不当要求防止責任者の設置及び講習等の受講
- ・不当な金銭等の要求に関する外部機関への届出ルールの設定
- ・取引に際しての「日経テレコン」その他インターネット検索等に基づく反社会的勢力チェックの実施

(2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

当社は、上記の整備方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

当事業年度におきましては、取締役会は14回開催され、社外取締役及び監査役が出席し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合し適切かつ効率的に実施されるよう監督を行うとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。

監査役会は監査方針及び監査計画を策定し、取締役会への出席を通じて取締役の職務執行の状況を監督するとともに、各取締役との面談、稟議書等の重要書類の閲覧、会計監査人及び内部監査人からの意見聴取、情報交換を行い、取締役及び使用人の職務執行の状況を監査しております。

内部監査人は、監査計画に従う各部署への監査を通じて、使用人の職務遂行が法令、社内規程等に従って適切に実施されていることについて監査を行いました。必要に応じて改善指示等を行うなど、より適切な業務の実施に向けて活動を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存であります。当面は、多額の先行投資を行う研究開発活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

なお、配当を行う場合につきましては、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,497,494	流動負債	87,625
現金及び預金	10,172,222	未払金	49,333
貯蔵品	12,111	未払費用	27,677
前払費用	269,644	未払法人税等	3,628
その他	43,516	リース債務	3,060
固定資産	411,784	預り金	3,925
有形固定資産	323,122	固定負債	125,013
建物	309,003	リース債務	3,673
工具器具備品	13,261	資産除去債務	107,858
車両運搬具	857	繰延税金負債	13,481
無形固定資産	1,249	負債合計	212,638
ソフトウェア	1,249	(純資産の部)	
投資その他の資産	87,412	株主資本	10,298,145
長期前払費用	77,823	資本金	32,424
敷金及び保証金	9,588	資本剰余金	10,500,407
		資本準備金	10,500,407
		利益剰余金	△234,686
		その他利益剰余金	△234,686
		繰越利益剰余金	△234,686
		新株予約権	398,495
		純資産合計	10,696,640
資産合計	10,909,279	負債・純資産合計	10,909,279

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		1,400,000
事業費用		
研究開発費	1,523,797	
販売費及び一般管理費	469,932	1,993,729
営業損失		593,729
営業外収益		
受取利息	8	
助成金収入	12,723	
雑収入	47	12,778
営業外費用		
支払利息	219	
撤去費用	2,657	
その他	0	2,877
経常損失		583,827
特別利益		
新株予約権戻入益	7,784	7,784
税引前当期純損失		576,043
法人税、住民税及び事業税	3,630	
法人税等調整額	2,774	6,404
当期純損失		582,448

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	49,288	10,371,245	10,371,245
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	56,149	56,149	56,149
減 資	△73,013	73,013	73,013
当 期 純 損 失 (△)			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	△16,863	129,162	129,162
当 期 末 残 高	32,424	10,500,407	10,500,407

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	347,761	347,761	10,768,294	81,760	10,850,054
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行			112,298		112,298
減 資					
当 期 純 損 失 (△)	△582,448	△582,448	△582,448		△582,448
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				316,734	316,734
当 期 変 動 額 合 計	△582,448	△582,448	△470,149	316,734	△153,414
当 期 末 残 高	△234,686	△234,686	10,298,145	398,495	10,696,640

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年9月22日

株式会社ステムリム
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 笹山直孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三戸康嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステムリムの2020年8月1日から2021年7月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年9月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、2021年10月27日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議している。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年9月22日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、議案を2021年10月27日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月22日

株式会社ステムリム 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 久 渡 庸 二 ㊟

監査役(社外監査役) 水 上 亮比呂 ㊟

監査役(社外監査役) 島 田 洋一郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本準備金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2021年9月22日現在の資本金の額47,936,750円を37,936,750円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2021年12月1日を予定しております。

第2号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年10月26日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として、ご決議を頂いております。また監査役の報酬等の額は、2019年10月24日開催の定時株主総会において年額30百万円以内として、ご決議を頂いております。今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び監査役（以下「対象役員」という。）に対して、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図り、将来的な時価総額向上へのインセンティブを高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入したいと存じます。

本議案に基づき、対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬等は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、従来の報酬等の額とは別枠で、取締役につき年額300百万円以内（うち社外取締役60百万円以内）として、監査役につき年額30百万円以内として設定いたしました。株主の皆様にご承認をお願いするものであります。各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役に 대해서는 当社の取締役会において、監査役に 대해서는 監査役の協議において、それぞれ決定することといたします。

また、対象役員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として、取締役ににつき年500千株以内（うち社外取締役100千株以内）、監査役ににつき年50千株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、1株当たりの払込金額は、その割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。なお、本議案に係る対象役員の員数は、取締役は4名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）となります。

本制度に係る報酬等の額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本制度に基づく対象役員への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社における対象役員の貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

本制度の概要

本制度は、対象役員に対して、当社の定時株主総会終了後から翌年に開催する当社の定時株主総会までの期間（以下「対象期間」という。）に係る報酬等として、原則として毎年、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付させることで、対象役員に当社が発行又は処分することにより、譲渡制限付株式を取得することになるものです。当該金銭報酬債権の支給に当たっては、上記の現物出資に同意していること及び当社と対象役員との間で、以下の内容を含む「譲渡制限付株式」に係る割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

（１）譲渡制限期間

対象役員は、本割当契約による払込期日から当社の取締役又は監査役の地位、その他の当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職するまでの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする（以下「本譲渡制限」という。）。

（２）本譲渡制限の解除

１ 当社は、対象役員において、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

２ 前項の規定にかかわらず、本譲渡制限期間中に、対象役員が任期満了又は定年その他の正当な事由により、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職（死亡による退任又は退職を含む。）し、当社における譲渡制限付株式報酬制度の受給資格を喪失した場合には、本譲渡制限の解除時期、解除条件等は以下のとおりとする。

①対象役員の死亡による退任又は退職の場合

解除時期：対象役員の死亡後取締役会が別途決定した時点

解除本株式数：対象役員の死亡時点において対象役員が保有する本株式数

②前号以外の正当な事由による退任又は退職の場合

解除時期：対象役員の退任又は退職の直後の時点

解除本株式数：本譲渡制限期間が満了した時点において対象役員が保有する本株式数

(3) 無償取得事由

1 当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、上記(2)1の定めに基づき、本株式に係る本譲渡制限を解除するとともに、当該時点の直後をもって、当該時点の直後において対象役員が保有する本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、上記(2)2の定めに基づき、本株式に係る本譲渡制限が解除された場合には、当該解除時点の直後をもって本株式の全部又は一部について、当然にこれを無償で取得する。

3 対象役員が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、対象役員が当該各号に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。

- ① 対象役員が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 対象役員について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- ③ 対象役員が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ④ 対象役員が当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任あるいは退職(死亡による退任あるいは退職を含む。)し、当社における譲渡制限付株式報酬制度の受給資格を喪失した場合(ただし、対象役員が任期満了又は定年その他の正当な事由による場合(死亡による場合を含む。))を除く。)
- ⑤ 対象役員において、法令、当社の社内規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合

4 対象役員が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、対象役員に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本株式の全部(ただし、第2号の場合において本株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。)を当然に無償で取得する。

- ① 対象役員において、当社又は当社の子会社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役員に就任したと当社の取締役会が認めた場合(ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。)
- ② 当社において、取締役の報酬制度が改定され、対象役員の基本年収が減少した結果、本株式の全部又は一部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
- ③ その他本株式の全部又は一部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

(4) 組織再編等における取扱い

1 当社は、本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、第2号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が当該本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）において対象役員の保有に係る本株式のうち、第2項に基づいて算出される数（以下「組織再編時解除本株式数」という。）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本株式の本譲渡制限を解除する。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約：合併の効力発生日
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付し、かつ、対象役員が、当該会社分割に伴い上記（3）3④に掲げるいずれの地位からも退任または退職することが見込まれる場合に限る。）：会社分割の効力発生日
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画：株式交換又は株式移転の効力発生日
- ④ 株式の併合（当該株式の併合により対象役員の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）：株式の併合の効力発生日
- ⑤ 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得：会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- ⑥ 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。）：会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

2 前項に規定する「組織再編時解除本株式数」は、組織再編等承認日における対象役員の保有に係る本株式の数とする。

3 第1項に規定する場合には、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日における対象役員の保有に係る本譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第3号議案 取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役及び監査役に対する報酬等は、2017年10月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬等の額につき年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と承認されており、2019年10月24日開催の定時株主総会において、監査役の報酬等の額につき年額300百万円以内と承認されております。

このたび、当社の研究開発の進展に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資すること、及び当社監査役の厳正なる監査への意識を高めることを目的として、従来の報酬等の額並びに第2号議案が可決した場合にご承認いただく譲渡制限付株式の付与のための取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び監査役（以下「対象役員」という。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役につき年額150百万円以内（うち社外取締役300百万円以内）として、監査役につき年額150百万円以内として設定いたしたく、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

対象役員の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、対象役員に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとします。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価値算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものであります。なお、本議案に係る対象役員の員数は、取締役は4名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）となります。

本議案に係る報酬等の額の上限、発行される当社の新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象役員への新株予約権の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社における対象役員の貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

対象役員に割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（社外取締役を含む。）及び監査役

(2) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に当社の取締役（社外取締役を含む。）及び監査役に割り当てる新株予約権の数は、取締役につき3,000個（うち社外取締役600個）、監査役につき300個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.025を乗じた金額（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお割当日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- ③ 上記の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「割当普通株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。
- ④ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当決議日から2年を経過した日より割当決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。但し、相続人から申請があり取締役会が承認すればこれを行行使できる。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記（7）に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

- ④ 新株予約権の行使に際し、租税特別措置法第29条の2に基づき租税優遇措置を受ける場合、本要項の他の条項に定める他、以下の各号にすべて従うものとする。
- ア) 新株予約権の行使に係る(5)に定める行使価額の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。
 - イ) (5)に定める行使価額は、新株予約権の割当契約時における会社の株式1株当たりの価額に相当する金額以上でなければならない。
 - ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使により取得する株式については、会社と証券業者又は金融機関において政令で定めるもの(以下「証券業者」という。)との間であらかじめ締結される株式の保管の委託又は管理及び処分に係る信託(以下「管理等信託」という。)に関する取り決めに従って、政令で定めるところに従い、当該取得後ただちに会社を通じて、当該証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。なお、係る証券業者等については追って会社より新株予約権者に通知する。
 - エ) その他租税優遇措置を受けるために法令上要求されるすべての要件に従わなければならない。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない

新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に基づいて調整された行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。
- (注) 新株予約権の具体的な発行内容及び割当ての条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定する。

第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員、従業員及び社外協力者のうち当社の取締役会が認めた者（以下「付与対象者」という。）に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権は無償で発行しますが、新株予約権者がその権利を行使する場合は、後記の行使価額の払込みが必要となります。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

当社の研究開発の進展に対する貢献意欲や士気を高めることにより、より企業価値向上に資することを目的として、インセンティブ報酬としてストック・オプションを付与するため、特に払込金額無償にて発行するものといたします。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の執行役員、従業員及び社外協力者のうち当社の取締役会が認めた者

(2) 新株予約権の数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は8,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、会社の普通株式とする。

本新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.025を乗じた金額（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお割当日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- ③ 上記の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「割当普通株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。
- ④ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当決議日から2年を経過した日より割当決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。但し、相続人から申請があり取締役会が承認すればこれを行行使できる。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記（7）に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際し、租税特別措置法29条の2に基づき租税優遇措置を受ける場合、本要項の他の条項に定める他、以下の各号にすべて従うものとする。
 - ア) 新株予約権の行使に係る（5）に定める行使価額の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。
 - イ)（5）に定める行使価額は、新株予約権の割当契約時における会社の株式1株当たりの価額に相当する金額以上でなければならない。
 - ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使により取得する株式については、会社と証券業者又は金融機関において政令で定めるもの（以下「証券業者」という。）との間であらかじめ締結される株式の保管の委託又は管理及び処分に係る信託（以下「管理等信託」という。）に関する取り決めに従って、政令で定めるところに従い、当該氏取得後ただちに会社を通じて、当該証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。なお、係る証券業者等については追って会社より新株予約権者に通知する。
 - エ) その他租税優遇措置を受けるために法令上要求されるすべての要件に従わなければならない。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に基づいて調整された行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。
- (注) 新株予約権の具体的な発行内容及び割当ての条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定する。

第5号議案 株式会社ステムリム第9回新株予約権及び第10回新株予約権の内容の変更の件

当社は、2019年10月24日開催の第14期定時株主総会において、当社取締役、監査役、執行役員、従業員及び社外協力者に対するストック・オプションとして株式会社ステムリム第9回新株予約権（ア）ないし（キ）を発行することをご承認頂いており、また2020年10月28日開催の第15期定時株主総会において、当社取締役、監査役、執行役員、従業員及び社外協力者に対するストック・オプションとして株式会社ステムリム第10回新株予約権（ア）及び（イ）を発行することをご承認頂いております。

株式会社ステムリム第9回新株予約権（ア）ないし（キ）及び第10回新株予約権（ア）、（イ）（以下「本新株予約権」という。）は、付与対象者の当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として発行されました。本議案は本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）による当社の業績向上に係る意欲や士気をさらに高めるべく、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を可能とするために、本新株予約権の内容を変更することをご承認をお願いするものであります。

本新株予約権の発行要領の変更内容は次の通りであります。本新株予約権における発行要領は共通であるため、各回ごとの表示は省略しております。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
<p>2. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、または社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の相続はこれを認めない。 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。 （後略）</p>	<p>2. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、または社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することはできない。但し、相続人から申請があり取締役会が承認すれば相続人がこれを行使できる。 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。 （後略）</p>

なお、本議案に係る本新株予約権の内容の変更の効力には、本議案が原案通り承認可決されることに加えて、本新株予約権者の全員から当該変更についての同意が得られることが必要になります。したがって、当該変更の効力は本議案が原案通り承認可決され、本新株予約権者全員の同意が確認できた時点をもって発生することになります。

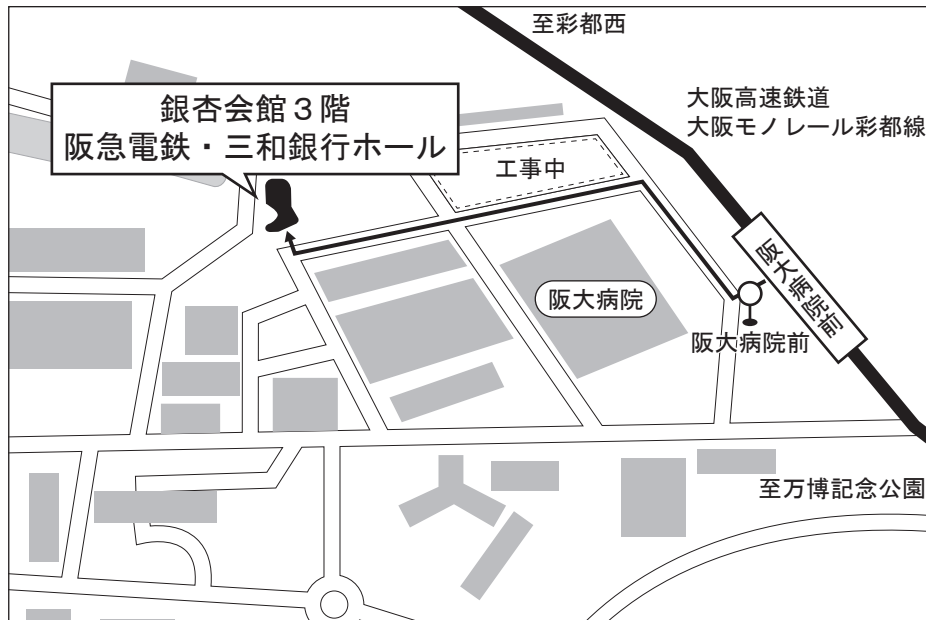
以上

株主総会会場ご案内

会 場：大阪府吹田市山田丘2-2

大阪大学 吹田キャンパス 銀杏会館3階 阪急電鉄・三和銀行ホール

TEL：072-648-7152（代表）



アクセス：

- ・大阪モノレール彩都線（大阪高速鉄道彩都線）
「阪大病院前駅」より徒歩5分
- ・阪急京都本線「茨木市駅」から近鉄バス「阪大病院・阪大本部前」行に乗車。
「阪大病院前」下車、徒歩5分
- ・北大阪急行電鉄（大阪メトロ御堂筋線）「千里中央駅」、大阪モノレール本線
「千里中央駅」から阪急バス「阪大本部前」行に乗車。
「阪大病院前」下車、徒歩5分

当日ご来場いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。